

外構部の木質化（木塀・木柵等）の支援事業

外構の木質化対策支援事業につきましては、6月25日の「お知らせ」で申請受付を終了しましたが、**合法証明が必要です。申請時に合法証明書を添付し提出してください。**

備考：流通にあたる木材関連事業者は、必ず合法証明書の発行をお願い致します。

<事業締切について、外構部の木質化（木塀、木柵等）の支援事業のホームページより>

申請案件のうち、現時点で6月23日までに地域木材団体が受付けされた案件は、採択の可否を通知できるよう、速やかに審査を行う予定で作業を進めておりますが、6月25日に地域木材団体が受付けた案件につきましては、予算額の調整による対応では賄いきれないことが明確になってきましたこと、及び、上述のとおり先着順とすると特定の日付けで切り分けせざるを得ないこと、さらに、25日受付分の審査案件が大量なことから、審査するとしても相当の期間を要する見通しにあり、施主様との交渉や施工期限等で早めの結果通知を待たれている案件も多いと推測されること等から、25日付けの受付け分につきましては、助成できないことを速やかに関係者の皆様にお知らせしておくべきとの判断に至りました。

1-1 事業の目的

これまで木材利用が低位であった非住宅及び住宅の外構部（塀、柵、デッキ、門柱・門扉、ボードウォーク、簡素なカーポートなどの工作物、その他それらに類する外構施設）の木質化を図るための実証の取組を支援することで、木材の新たな需要を創出することを目的としている

1-2 事業概要とスケジュール

□概要

全国木材協同組合連合が、外構部の木質化の実証を行う工務店などの事業者の公募・審査・選定等を行い、選定された外構実証事業者が行う非住宅・住宅の外構部の木質化の実証に係る経費を助成

□スケジュール

事業申請（事業へのエントリー）

受付期間：2019年4月24日～2019年10月31日 *6月24日で予算到達の為締切

交付申請（助成金の申請）

受付期間：2019年4月24日～2019年12月20日

■施設の要件

①申請できる施設は（母屋）とは基礎が異なる建築物、構造物等に施工される固定されて容易に持ち運びができない外構施設とする

施主に対して施設に使用する木材の耐久性やコストの説明を行い、理解を得られた外構施設とする

助成申請をしている外構施設が他の国からの助成を受けていないもの

木塀・柵・その他それに類する外構施設

…木材の使用量がメートル当たり 0.02 m²以上、合計 0.05 m²以上であること

上記以外の外構施設

…木材の使用量が 0.2 m²以上であること

■申請者の要件

①申請できる事業者

…外構実証事業の対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等であって、以下の要件を満たす者

建設業を生業とし、建設業に係る資格を有する者、または造園業を生業とし、造園に係る資格を有する者、または過去 10 年以内に外構施設の施工実績を有し、施工実績を証明できる者

私的独占の禁止などの排除措置命令または課徴金納付命令を受けた者でないこと

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等または過去 5 年以内にこれらに該当したことがあるものでないこと

■使用する木材の要件（第 5 関係）

本事業において使用する木材は以下の条件を全て満たすものとする

・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

・以下の耐久性を持たせる処理したもの

①地際若しくは基礎に接する部材については、

JAS 規格の性能区分 K4 または AQ 認証 1 種相当の処理を施したもの

上記以外の部分については、

JAS 規格の性能区分 K3 以上または AQ 認証 2 種相当以上の処理を施したもの

②木材保護塗料若しくは表面処理薬剤に①と同等の性能を有する処理を施されたもの

③AQ で認証された屋外製品部材（B-3）

④その他の木材については、上記相当の性能を有することを証明する書類の提出をもって判断を行う

■補助金額等（第 5 関係）①

①クリーンウッド法に基づき合法伐採木材を使用して施工する場合

木塀・柵・その他のそれに類する外構施設

塀等の延長 1m 当たり 30,000 円（3 万円）の定額助成

上記以外の外構施設

木材使用量 1 m² 当たり 300,000 円（30 万円）の定額助成

②木材の加工・流通に関わる事業者、若しくは施工に係る事業者のいずれかがクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業である場合

木塀・柵・その他のそれに類する外構施設

堀等の延長 1m 当たり 40.000 円（4 万円）の定額助成

□上記以外の外構施設

木材使用量 1㎡当たり 400.000 円（40 万円）の定額助成

③全ての木材の加工・流通に関わる事業者及び施工に係る事業者が（当該木材の所有権を一時的にでも有する事業者も含む）クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者である場合

□木堀・柵・その他のそれに類する外構施設

堀等の延長 1m 当たり 50.000 円（5 万円）の定額助成

□上記以外の外構施設

木材使用量 1㎡当たり 500.000 円（50 万円）の定額助成

■補助金額等（第 5 関係）②

□上限額について

1 施設当たりの助成金の上限額は

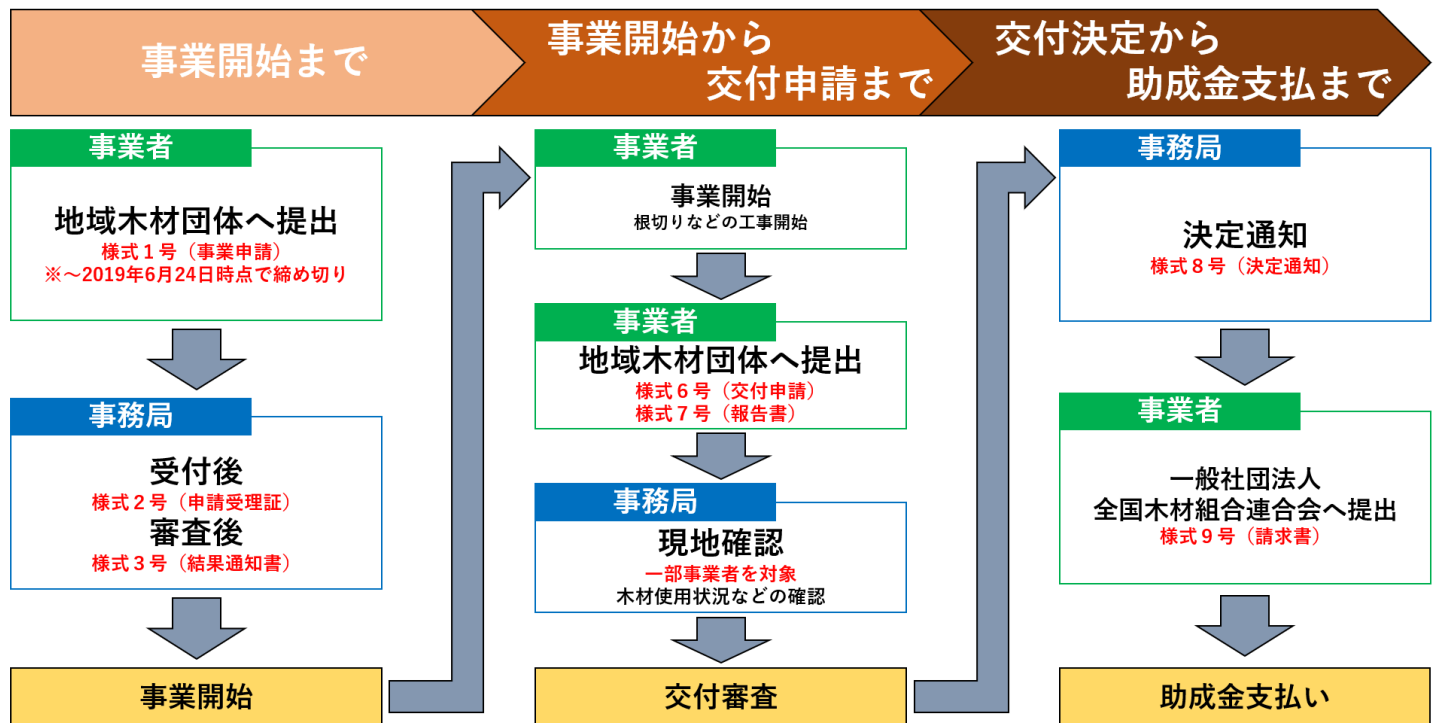
…木堀・柵・その他それに類する外構施設→5.000.000 円（500 万円）

…上記以外の外構施設→10.000.000 円（1.000 万円）

※住宅団地や公園施設の整備等、

複数の施設を含む事業（プロジェクト）ごとの上限額は 30.000.000 円（3.000 万円）

■事業に係る手続きのフロー図



■事業申請の作成等（第 6 関係）

申請者は、外構実証事業申請書（様式 1 号）及び以下に示す付属資料を申請対象施設の所在する都道府県の地域木材団体（添付 2）を経由して、全国木材協同組合連合会に提出

<付属資料>

ア：実証対象施設の規模・概要などが分かる資料（平面図、立体図、仕様書 等）

イ：実証対象施設の整備費の内容が確認できる資料（見積書（材料費、施工費などの内訳が判別できるもの））

ウ：実証対象施設の木材使用量が判断できる資料（仕様書、木拾い表 等）

エ：申請者が建設業を生業としていることの証明（建設業許可、過去の施工実績、その他資格）

2.申請者は、一度に複数の施設をまとめて申請することができる

ただし、その場合は施設ごとに付属資料を添付

■事業申請の受付について（第7関係）

全木協連は、外構実証事業者に対して事業申請受付書（様式2号）をもって通知

■事業申請の採尺（第8関係）

全木協連は、提出された事業申請書について、本規定に基づき審査を行ったうえで外構実証事業を決定し、外構実証事業申請者に対して審査結果通知書（様式3号）により、結果を通知

■事業の開始及び注意点（第9関係）

1.審査結果通知書（様式3号）に記載された日付をもって事業開始とする

それ以前に施工着手した外構実証事業は、助成対象外

2.事業内容の著しい変更が発生する場合は（助成見込額の大幅な変更を含む）、事前に地域木材団体と協議しその指示に従う

■外構実証事業の申請の取り下げ（第10関係）

事業者は、外構実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかに外構実証事業採尺取り下げ申請書（様式4号）を全木協連に提出し、その指示を受ける

全木協連は、取り下げ申請書（様式4号）の内容を審査したうえで、外構実証事業採尺取り下げ承認書（様式5号）により、個別に通知

■状況の報告（第11関係）

全木協連及び地域木材団体は、必要に応じ、事業者に対し、外構実証事業の進捗状況に関する報告を個別に求めることができる

■交付申請書の提出（第12関係）

事業者は、実証対象施設の整備完了後、速やかに実証対象施設の記録写真を含む外構実証事業助成金交付申請書（様式6号）及び外構部の木質化の実証で得られた情報等に関する報告書（様式7号）に、以下に掲げる付属資料を添付し、地域木材団体に提出

<付属資料>

ア：実証対象施設の規模・概要などが分かる資料（平面図、立体図、仕様書 等）

イ：実証対象施設の整備費の内容が確認できる資料（見積書（材料費、施工費などの内訳が判別できるもの））

ウ：実証対象施設の木材使用量が判断できる資料（仕様書、木拾い表 等）

エ：合法伐採木材を使用していることが確認できる書類（「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく団体認定番号若しくは合法伐採木材であることが記載されている納品書等）

オ：実証対象施設に使用した木材の耐久性を証明する資料

カ：記録写真（施工前、施工中、施工後）

2.外構実証事業者は、(1)の交付申請書を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければならない

■外構実証事業の対象施設の検査（第13関係）

全木協連及び地域木材団体は、必要に応じ、外構実証事業の対象施設の現地検査を行うことができる

■助成金の額の確定等（第14関係）

全木協連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が外構実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付するべき助成金の額を確定し、交付決定通知書（様式8号）により、その結果を外構実証事業者に通知

■助成金の支払い（第15関係）

事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、交付決定通知書の写しを添付して助成金交請求書（様式9号）を全木協連が指定する期日までに全木協連に提出しなければならない

※必ず公募要領を確認